

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則  
（県例規集登載）

環境管理課

### 【告示】

○ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例  
に基づく排出基準、構造等の基準及び排水  
基準の一部改正  
（県例規集登載）

〃

○ 知事指定薬物の指定の失効

医薬安全課

○ 特定計量器定期検査

工業技術センター

○ 家畜検査の実施

畜産課

○ 豚熱予防注射の実施

〃

○ 土地改良区の解散

耕地課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

### 【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

〃

〃

○ 県営土地改良事業の工事完了

耕地課

○ 公共測量の終了

監理課

## 目次

担当課（室）

○ 土地収用法に基づく立入りの許可  
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事  
の完了

建築指導課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

### 【企業局】

○ 岡山県企業局職員人事評価規程の一部改  
正

総務企画課

（県例規集登載）

### 【人事委員会】

○ 職員の定年等に関する規則の一部を改正  
する規則  
（県例規集登載）

人事委員会

◎岡山県規則第七号

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則（平成十四年岡山県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第十一号を次のように改める。

十一 大腸菌数

別表第九の五の項中「〇・〇五ミリグラム」を「〇・〇二ミリグラム」に改める。

附 則

この規則中別表第九の五の項の改正規定は令和六年七月一日から、第三十五条第十一号の改正規定は令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百三号

平成十四年岡山県告示第百八十五号（岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく排出基準、構造等の基準及び排水基準）の一部を次のように改正する。

令和六年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表第七の六価クロム化合物の項中「〇・五ミリグラム」を「〇・二ミリグラム」に改める。

別表第八の1(1)及び(2)の表中「大腸菌群数(単位 一立方センチメートルにつき個)」を「大腸菌数(単位 一ミリリットルにつきコロニー形成単位)」に、「三〇〇〇以下」を「八〇〇以下」に改める。

附 則

この告示中別表第七の六価クロム化合物の項の改正規定は令和六年七月一日から、別表第八の1(1)及び(2)の表の改正規定は令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第四百号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和六年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 (八R)―N―メチル―N―(プロパン―ニ―イル)―六―メチル―九・十―ジ  
デヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名M i P L E、M I P L E、N  
―M e t h y l l i s o p r o p y l l y s e r g a m i d e）及びその塩  
類

2 二―〔(四―ブトキシフェニル)メチル〕―五―ニトロ―H―ベンズ〔d〕  
イミダゾール―イル〕―N・N―ジエチルエタン―アミン（通称名B u t  
o n i t a z e n e）及びその塩類

3 一―(ベンズ〔d〕〔一・三〕ジオキソール―五―イル)―二―(プロピルアミ  
ノ)ブタン―オン（通称名N―P r o p y l b u t y l o n e、P u t y l o  
n e、b k―P B D B）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和六年三月十六日



◎岡山県告示第百六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施するので、該当する家畜の所有者に対し、これを受けることを命ずる。

令和六年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 ヨーネ病検査

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛、令和五年四月一日以降に輸入した繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛、令和六年四月一日以降に導入した繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び過去三年以内にヨーネ病が発生した農場の牛のうち、対象となる家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長（以下「管轄家畜保健衛生所長」という。）が必要と認めるもの

4 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間（以下「実施期間」という。）において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一ヨーネ病の項方法の欄1、2及び5に規定する検査の方法

二 ブルセラ症検査

1 実施の目的

牛のブルセラ症の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領に規定する牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領に規定する検査の方法

三 結核検査

1 実施の目的

牛の結核の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領に規定する牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

5 実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日  
検査の方法  
牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領に規定する検査の

方法

四 腐蛆病検査

1 実施の目的  
蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため  
2 実施する区域  
県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
蜜蜂のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの  
4 実施の期日

5 実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

検査の方法

肉眼検査

五 伝達性海綿状脳症検査

1 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

省令第九条第二項第五号に掲げる牛の死体及び同項第六号に掲げるめん羊又は山羊の死体のうち管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一伝達性海綿状脳症の項方法の欄1及び2に規定する検査の方法

六 アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症検査

1 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

令和五年十一月から令和六年四月までに生まれた牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

原則として令和六年六月下旬、八月中旬、九月下旬及び十一月中旬

5 検査の方法

血清学的検査（中和試験）

七 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 飼養羽数が百羽以上（だちょうの場合は、十羽以上）の家きん飼養農場から管轄家畜保健衛生所長が無作為に飼養規模別に抽出した農場の家きん
- (2) その他知事が検査の必要があると認めて通知したもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

臨床検査、血清学的検査及びウイルス学的検査

八 牛ウイルス性下痢検査

1 実施の目的

牛ウイルス性下痢の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

遺伝子検査

九 豚熱検査

1 実施の目的

豚熱の発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。

十 アフリカ豚熱検査

1 実施の目的

アフリカ豚熱の発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。



◎岡山県告示第百七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、豚熱の発生を予防するための注射を受けるよう命ずる。

令和六年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 実施の目的  
豚熱の発生を予防するため
- 二 実施する区域  
県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
豚及びいのししで、その所在地を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 四 実施の期日  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
- 五 注射の方法  
豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内注射

◎岡山県告示第百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、土地改良区が次のとおり解散した。

令和六年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 土地改良区の名称  
大島池土地改良区
- 二 土地改良区の所在地  
笠岡市中央町一―一
- 三 解散年月日  
令和六年三月十二日

◎岡山県告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高梁御津線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
加賀郡吉備中央町田土字井ノ原三九七〇番一地从先から		新	六・一〇 一八・五	九四二・一
加賀郡吉備中央町田土字井ノ原三九七〇番一地从先から		旧	六・一〇 一八・五	九四二・一
加賀郡吉備中央町田土字仲田一〇六二番一地从先まで		新	六・八〇 四五・〇	九四五・九
加賀郡吉備中央町田土字仲田一〇六二番一地从先まで		旧	六・八〇 四五・〇	九四五・九
加賀郡吉備中央町田土字井ノ原三九七〇番一地从先から		新	六・一〇 一八・五	九四二・一
加賀郡吉備中央町田土字仲田一〇六二番一地从先まで		旧	六・一〇 一八・五	九四二・一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 備前牛窓線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
備前市久々井字木場八二三番三地从先から		新	六・一〇 一四・二	七一六・一
備前市久々井字沖手一七七五番一地从先まで		旧	六・一〇 一四・二	七一六・一
備前市久々井字木場八二三番三地从先から		新	六・一〇 一四・二	七一六・一
備前市久々井字沖手一七七五番一地从先まで		旧	六・一〇 一四・二	七一六・一

令和6年3月19日 岡山県公報 第12583号

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久米中央線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
津山市南方中字藪下一五二七番七地先から	津山市南方中字流田一六四〇番一地先まで	新	一〇・八 一八・五	一一五・六
津山市南方中字藪下一五二七番七地先から	津山市南方中字流田一六四〇番一地先まで	旧	一〇・二 一五・三	一一五・六

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 宍粟真備線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市真備町有井字才ノ木二五一番一地先から	倉敷市真備町有井字門田一三九四番一地先まで	新	五・〇 二〇・一	一三八・八
倉敷市真備町有井字才ノ木二五一番一地先から	倉敷市真備町有井字門田一三九四番一地先まで	旧	六・一 二〇・一	一三八・八

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大篠津山停車場線
- 三 道路の区域



令和6年3月19日 岡山県公報 第12583号

◎岡山県告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類		路線名	区間	供用開始年月日（時間）
県道	備前牛窓線	久米中央線	備前市久々井字沖手一七七五番一地先から備前市久々井字沖手一七七五番一地先まで	令和六年三月十九日
	宍粟真備線	倉敷市真備町有井字才ノ木二五一番一地先から倉敷市真備町有井字門田一三九四番一地先まで	倉敷市真備町有井字才ノ木二五一番一地先から倉敷市真備町有井字門田一三九四番一地先まで	令和六年三月二十一日（十四時）
	大篠津山停車場線	津山市南方中字敷下一五二七番七地先から津山市南方中字流田一六四〇番一地先まで	津山市沼字角田八五四番六地先から津山市林田字コイタハ六〇番一地先まで	令和六年三月二十日

# 令和6年3月19日 岡山県公報 第12583号

〔一二九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 久世複合店舗

所在地 真庭市久世字河元二二九一番一ほか

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役 野口 重明

## 3 変更事項

### (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 名称 ひまわり久世店

(変更後) 名称 久世複合店舗

### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 株式会社プレひまわり

住所 広島県福山市西新涯町二丁目一〇番一一号

代表者の氏名 代表取締役 梶原 秀樹

イ 名称 アタックベース株式会社

住所 広島県尾道市御調町白太五〇七番地

代表者の氏名 代表取締役 山根 久典

ウ 小売店舗追加

(変更後)

ア 名称 株式会社セリア

住所 岐阜県大垣市外渕二丁目三八番

代表者の氏名 代表取締役 河合 映治

イ 名称 アタックベース株式会社

住所 広島県福山市曙町六番一一号

代表者の氏名 代表取締役 山根 久典

ウ 名称 株式会社エブリイ

住所 広島県福山市南蔵王町一丁目六番一一号

代表者の氏名 代表取締役 岡崎 浩樹

## 4 変更年月日

平成二十六年三月一日ほか

## 二 届出年月日

令和六年三月六日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

令和六年三月十九日から同年七月十九日まで  
縦覧の場所  
岡山県産業労働部経営支援課



〔一三〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 久世複合店舗

所在地 真庭市久世字河元二二九一番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役 野口 重明

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

届出書添付図面三に記載のとおり

百二平方メートル（荷さばき施設一 二十四平方メートル、荷さばき施設二

三十平方メートル、荷さばき施設三 二十四平方メートル、荷さばき施設

四 二十四平方メートル）

(変更後)

届出書添付図面四に記載のとおり

百二十六平方メートル（荷さばき施設一 二十四平方メートル、荷さばき施

設二 三十平方メートル、荷さばき施設三 二十四平方メートル、荷さばき

施設四 二十四平方メートル、荷さばき施設五 二十四平方メートル）

イ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

届出書添付図面三に記載のとおり

二十七・四立方メートル（保管施設一 十七・四立法メートル、保管施設二

九立方メートル、保管施設三 〇・五立方メートル、保管施設四 〇・五

立方メートル）

(変更後)

届出書添付図面四に記載のとおり

二十七・四立方メートル（保管施設一 八・七立法メートル、保管施設二

九立方メートル、保管施設三 〇・五立方メートル、保管施設四 〇・五立

方メートル、保管施設五 八・七立方メートル）

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設の追加

(変更後) 午前六時から午後十時まで

4 変更年月日

令和6年3月19日 岡山県公報 第12583号

二 届出年月日  
令和六年三月二十九日

三 縦覧の期間及び場所  
令和六年三月六日

1 縦覧の期間

令和六年三月十九日から同年七月十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び真庭市産業観光部産業政策課

〔一三一〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。  
令和六年三月十九日

地区名	工種	岡山県知事	伊原木隆太
山手(第1工区)	ほ場整備	令和三	完了年月日 ・五・二八
山手(第2工区)	ほ場整備	令和四	・二・二五
山手(第3工区)	ほ場整備	令和四	・二・二五
山手(第4工区)	ほ場整備	令和四	・一〇・二四
山手(第5工区)	ほ場整備	令和五	・三・二〇

〔一三二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡久米南町中 粍地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和六年二月二十九日	終了年月日

〔一三三三〕土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定により、次のおり事業の準備のための土地立入りを許可した。

令和六年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 起業者の名称 中国電力ネットワーク株式会社
- 二 事業の種類 六十六kV特別高圧架空送電線路 日比線N.〇.十五〜十八経年鉄塔建替工事
- 三 立入りの目的 調査及び測量
- 四 立入りの期間 令和六年三月十九日から同年十二月三十一日まで
- 五 立ち入ろうとする土地の区域  
岡山県玉野市奥玉二丁目  
〃 〃 玉五丁目

〔一三四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
都窪郡早島町前潟字四百間七二一番三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島三九九番地一ザルツブルグ中林二〇一

武田 峻哉

三 許可年月日及び許可番号

令和六年二月五日岡山県指令建指第三六七号

〔一三五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年三月十九日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字仮屋一三〇一番一三、一三〇一番一五、一三〇一番一九、一三〇一番

二〇、一三〇一番二二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区奥田一丁目一〇番五号 Grandtice Eternally 二〇二号

米谷 佳恭

米谷 佑気

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十一月二十二日岡山県指令建指第二六五号

〔一三六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字中畑一―三番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田三―二番地一 プリムローズコート三〇二号

荒木 光伸

総社市駅前二丁目一〇番二―号メゾン・ド・エトワール二〇五

田中 裕人

三 許可年月日及び許可番号

令和六年一月九日岡山県指令建指第三二〇号



〔一三七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年三月十九日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字瓦屋一〇七〇番六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

広島県福山市加茂町字中野七〇〇番地一九三

古川 祐也

三 許可年月日及び許可番号

令和六年一月四日岡山県指令建指第三一八号

〔一三八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年三月十九日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三輪字中通一〇番一、一一一〇番七、一一一〇番九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅南一丁目一五番地九サンフルール一〇二

志水 洋文

三 許可年月日及び許可番号

令和六年一月九日岡山県指令建指第三一九号

〔一三九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年三月十九日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字石畠三三六一番三、三三三六二番四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅南一丁目二〇番地二エスポール二一 二〇一

達脇 知弘

達脇 冴子

三 許可年月日及び許可番号

令和六年一月二十六日岡山県指令建指第三五二号

〔一四〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字山ノ端二六〇番一、二六〇番六、二六〇番七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市上東八三七番地八サンベリーⅡA棟二〇一号

福本 尚之

福本花奈美

三 許可年月日及び許可番号

令和六年一月三十日岡山県指令建指第三五七号

◎岡山県企業訓令第2号

企業局一般

岡山県企業局職員人事評価規程（平成二十四年岡山県企業訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月十九日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

第三条第三項中「その任期中一回」を「毎年度二回」に、「その任期に」を「四月一日から九月三十日までの期間に係る人事評価として中間評価を、十月一日から翌年三月三十一日までの期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、休職等の事由により、同項の中間評価又は最終評価の対象となる期間における勤務すべき日のうち、二分の一に相当する日数以上の日数を勤務していない会計年度任用職員については、当該中間評価又は最終評価の対象としない。

第七条第五項中「原則として十二月一日を基準日とし」を「第三条第三項の中間評価にあつては十月一日を、同項の最終評価にあつては二月十五日を基準として」に改め、同条第六項中「行った」を「行い、その結果について所属長又は所属長が指名する者の確認を受けた」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第三号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（昭和六十年岡山県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「会計管理官」を「総務会計管理官」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。